福祉・介護職員処遇改善事業とは

資料4

＜目的＞

・　障害福祉サービス等を提供する事業所に従事する生活支援員等の福祉・介護職員の賃金改善に充当するための助成金を支給することにより、福祉・介護職員の処遇の改善を図り、増加する人材需要に応えるとともに、障害福祉サービス等の充実を図ることを目的とします。

○　経済危機対策を踏まえた平成21年度政府補正予算により開始された事業

○　対象事業所からの申請に基づき、平成21年10月サービス提供分から、神奈川県内の障害福祉サービス事業所、障害児施設、精神障害者社会復帰施設等に対して助成を行っています。

ただし、平成24年3月のサービス提供分までが対象です。

○　本事業の対象職種は以下のとおりです。

ホームヘルパー、生活支援員、作業指導員、児童指導員、指導員、指導員助手、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、介護職員、精神保健福祉士（精神障害者社会復帰施設）、精神障害者社会復帰指導員

福祉・介護職員処遇改善事業の事務の流れ

福祉・介護職員処遇改善事業を実施することについて、理事会等での合意、実施する上で給与規程等の検討、職員への周知、申請書の作成　など

神奈川県へ承認申請書を提出

（他都道府県に事業所がある場合は、他都道府県でも申請が必要です）

サービス提供

請求情報作成

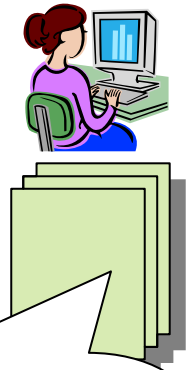

請求
（サービス提供翌月1～10日）

指定口座へ振込み
（サービス提供翌々月15日）

利用者1人1人の請求明細書に、「総費用額等×サービスごとに定められた交付率※」により算出された助成額を上乗せして請求します。

※同行援護の交付率は、15.5%

（参考・・・居宅介護の交付率15.5%）

通常の請求を行うのと同じように国保連合会へ伝送請求します。

請求情報は通常の介護給付費等と同様に審査が行われます。

審査を通過し承認された請求は、通常の介護給付費等が振り込まれる口座に振り込まれます。

この図は指定事業所等の事業所番号を保有し、報酬等を国保連合会へ伝送請求する場合を示しています。

振り込まれた助成金等を原資
に賃金改善を実施

福祉・介護職員処遇改善計画に則って、職員の賃金改善を行います。助成金は賃金改善以外に充てることはできません。

実績報告を神奈川県に提出
（平成24年５月末までに提出）

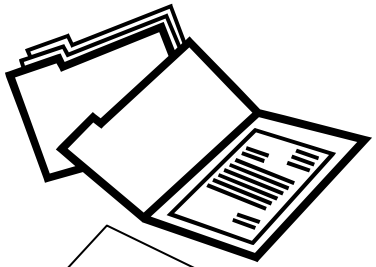

平成23年度の実績報告を提出します。この際、実際に賃金改善に充てられた経費が助成金として受け取った額を下回ったことが分かった場合、その差額を返還する必要があります。

・福祉・介護職員処遇改善事業の助成金承認申請は、新規事業所も行うことができます。

・助成金の承認申請は遡って行うことができませんので、承認申請締切を厳守してください。

・ベンダーソフトを利用して請求している事業所は、ソフト会社に相談してください。

平成24年度の福祉・介護職員処遇改善事業について

平成24年度の福祉・介護職員処遇改善事業の助成金を受けるためには、再度、神奈川県に申請が必要です。平成24年度分の助成金対象サービス提供月は平成24年２月、３月です。

福祉･介護職員処遇改善事業の申請書類について

	すでに福祉・介護職員処遇改善事業の承認を受けている事業所であって同行援護の承認申請を行う場合	現在までに福祉・介護職員処遇改善事業の承認を受けていない事業所であって同行援護の承認申請を行う場合
申請書類確認シート	×	○
基本情報（様式１）	×	○
事業者承認申請書（様式２）	×	○
福祉・介護職員処遇改善計画書（様式３）	○	○
福祉・介護職員処遇改善計画書（県内事業所等一覧表）（様式４）	○	○
福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）（様式５）	×	○
事業者承認変更届出書（様式１０）	○	×
キャリアパス要件等届出書（様式１１）	○	○
就業規則、給与規程、労働保険保険関係成立届等	×	○

福祉・介護職員処遇改善事業承認申請書提出方法

〇提出期限

毎月15日（当日消印有効）

ただし、事業所指定後の提出とし、提出期限を過ぎると翌月サービス提供分からの処遇改善事業助成金の対象となり、提出前月以前への遡及適用はできません。

〇提出方法

必要な書類を各1部ずつ、郵送（到達確認ができる形）又は、持参してください。

〇事業実施要領、承認申請様式の閲覧手順

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「1．神奈川県からのお知らせ」→「7　福祉・介護職員処遇改善事業のお知らせ」

〇送付先

〒231-8588　横浜市中区日本大通1

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課事業支援グループ　小澤、野澤

電　話045－210－4717（直）

ﾌｧｸｼﾐﾘ045－201－2051